

第2章 各施策について

I 施策体系

【凡例】

基本方針

基本施策

具体的施策

基本方針1 あらゆる分野における政策・方針の立案及び決定への女性の参画の拡大

1 市の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

- (1) 審議会委員への女性の選任の推進
- (2) 行政委員会等への女性の参画の拡大
- (3) 市の女性職員の職域拡大、育成及び登用の推進

(関連するSDGs)



2 市の関係団体などにおける方針決定過程等への女性の参画の促進

- (1) 市の関係団体等における女性登用の促進
- (2) 女性の地域活動への参画の支援
- (3) 地域活動に取り組む団体の方針決定過程への女性の参画の促進

3 防災・復興における女性の参画の拡大

- (1) 防災・復興における女性の参画の拡大

基本方針2 働く場における男女共同参画の推進と職業生活と家庭生活等の両立 【女性活躍推進法に基づく市町村推進計画】

1 働く場における男女共同参画の推進

- (1) 働く場における男女の均等な機会と待遇の確保及び女性の活躍に向けた取組の促進
- (2) 働く場におけるハラスメントの防止に向けた取組の促進

(関連するSDGs)



2 職業生活と家庭生活の両立に向けた職場環境の整備

- (1) 育児・介護休業制度等の定着と柔軟で多様な働き方の促進
- (2) 市役所における職業生活と家庭生活の両立の推進

3 男性にとっての男女共同参画の推進

- (1) 男性への意識啓発等の推進
- (2) 男性の家庭生活・地域活動への参画を促す取組の推進

4 子育てや介護等の支援の充実

- (1) 保育サービス等の充実
- (2) 介護サービス等の充実

5 多様な就業ニーズを踏まえた就業支援の推進

- (1) 多様な就業ニーズに対応した就業支援
- (2) 経営の主体となる女性の育成・支援

6 女性の参画が少ない分野における男女共同参画の推進

- (1) 自営業における男女共同参画の推進のための取組の実施
- (2) 女性の参画が少ない分野への女性の参画促進

基本方針3 安心して暮らせる社会の実現

1 生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備	(1) ひとり親家庭に対する支援の充実 (2) 雇用に関して貧困などの問題を抱える人への対応 (3) 高齢者、障害者が安心して暮らせる環境の整備 (4) 外国人市民に対する支援の充実 (5) 多様な性のあり方への理解の促進と支援
2 生涯を通じた男女の健康の保持増進対策の推進	(1) 妊娠・出産期の健康の保持増進のための支援 (2) 更年期・高齢期の健康の保持増進のための支援 (3) 性差医療の推進
3 性と生殖に関する健康と権利の浸透	(1) 啓発の推進

(関連するSDGs)



基本方針4 女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者への支援

1 女性に対するあらゆる暴力根絶のための認識の徹底と対応	(1) 女性に対するあらゆる暴力についての実態把握と対応 (2) 啓発の推進及び教育・学習の充実 (3) 女性に対する暴力のない安心して暮らせるまちづくりの推進
2 配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援の充実 【DV防止法に基づく市町村基本計画】	(1) 配偶者等からの暴力を許さない市民意識の醸成 (2) 被害者への相談支援の充実 (3) 被害者の保護体制の充実 (4) 被害者の自立支援の充実 (5) 関係機関との連携の強化
3 セクシュアル・ハラスメントの防止と被害者への支援の充実	(1) 防止対策の推進 (2) 被害者への支援
4 女性や子どもに対する性犯罪・性暴力、売買春などの根絶に向けた対策の推進	(1) 女性に対する性犯罪・性暴力や売買春、ストーカー行為などの根絶に向けた対策の推進 (2) 子どもに対する性犯罪・性暴力などの根絶に向けた対策の推進

(関連するSDGs)



基本方針5	男女の人権を尊重する市民意識の醸成
-------	-------------------

